

検証検討結果の報告と国交相の対応方針

| 対応方針決定年月日 | ダム名 | 検討主体 | 検討主体の報告 | | 国土交通省の対応方針 | 対応方針理由 |
|---|---------|------|---------|---|--------------------------|--|
| | | | 対応方針等 | その理由等 | | |
| 2011/5/19 http://www.mlit.go.jp/common/000144778.pdf (一部省略) | 七滝ダム | 九州地整 | 中止 | ・河川整備計画相当の目標を達成する手段としては河川改修の方が優位であるため | 中止 (平成23年度をもって) | 検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。 |
| | 大和沢ダム | 青森県 | 中止 | ・近傍河川との安全度バランスや他手段による水環境の改善状況等を考慮したため | 中止 (平成23年度から補助金交付を中止) | 検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。 |
| | 五ヶ山ダム | 福岡県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画が優位 | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| | 伊良原ダム | 福岡県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画が優位 | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| 2011/8/12 http://www.mlit.go.jp/common/000163219.pdf (一部省略) | 築川ダム | 岩手県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画が優位 | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| | 最上小国川ダム | 山形県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(最上小国川ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| | 大多喜ダム | 千葉県 | 中止 | ・ダム事業の見直しを行った結果、水道事業者の撤退を踏まえ、治水対策としては河道改修が優位であるため | 中止 (平成23年度から補助金交付を中止) | 検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。 |
| | 金出地ダム | 兵庫県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(金出地ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| | 武庫川ダム | 兵庫県 | 中止 | ・国に同意申請中の武庫川水系河川整備計画のとおり、当面ダム以外の治水対策を進めることとしたため | 中止 (平成23年度から補助金交付を中止) | 検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。 |

| 対応方針決定年月日 | ダム名 | 検討主体 | 検討主体の報告 | | 国土交通省の対応方針 | 対応方針理由 |
|---|---------|------|---------|---|----------------------------|---|
| | | | 対応方針等 | その理由等 | | |
| | 西紀生活貯水池 | 兵庫県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画が優位 | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| | 切目川ダム | 和歌山県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(切目川ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| | 和食ダム | 高知県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(和食ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| 2011/8/26 http://www.mlit.go.jp/common/000164435.pdf (一部省略) | 厚幌ダム | 北海道 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画が優位 | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| | 駒込ダム | 青森県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画が優位 | 継続 (補助金交付を継続) | 「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。 |
| | 奥戸生活貯水池 | 青森県 | 中止 | ・治水対策としては河道改修案が優位であり、新規利水(水道)対策としては地下水取水案が優位であるため | 中止 (平成23年度をもって補助金交付を中止) | 検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。総合的に評価した「中止」妥当。 |
| 2011/10/27 http://www.mlit.go.jp/in/co | 玉来ダム | 大分県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(玉来ダム案)が優位であるため | 継続(補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、現計画案(玉来ダム案)が優位であり、検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |
| | 吉野瀬川ダム | 福井県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(吉野瀬川ダム案)が優位であるため | 継続(補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(吉野瀬川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(吉野瀬川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |

| 対応方針決定年月日 | ダム名 | 検討主体 | 検討主体の報告 | | 国土交通省の対応方針 | 対応方針理由 |
|---|-----------|---------|---------|---|----------------|---|
| | | | 対応方針等 | その理由等 | | |
| http://www.mmlit.go.jp/common/000171056.pdf(一部省略) | 河内川ダム | 福井県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(河内川ダム案)が優位であるため | 継続(補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(河内川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(河内川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |
| | 吾妻川上流総合開発 | 関東地方整備局 | 中止 | ・現計画(ダム方式)はコスト面、技術的な課題から進捗する見込みがないためコスト面、技術的な課題から進捗する見込みがないため | 中止(平成23年度をもって) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢の変化等を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針(案)「中止」は妥当であると考えられる。 |
| 2012/2/13 http://www.mlit.go.jp/common/000191146.pdf | 庄原生活貯水池 | 広島県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(庄原生活貯水池案)が優位であるため | 継続(補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(庄原生活貯水池案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(庄原生活貯水池案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |
| | 椋川ダム | 香川県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(椋川ダム案)が優位であるため | 継続(補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(椋川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(椋川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |
| | 春遠生活貯水池 | 高知県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(春遠生活貯水池案)が優位であるため | 継続(補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(春遠生活貯水池案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(春遠生活貯水池案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |

| 対応方針決定年月日 | ダム名 | 検討主体 | 検討主体の報告 | | 国土交通省の対応方針 | 対応方針理由 |
|-----------|----------|------|---------|--|------------------------|--|
| | | | 対応方針等 | その理由等 | | |
| | 大谷川生活貯水池 | 岡山県 | 中止 | <p>・治水・利水・流水の正常な機能の維持の目的別に比較・評価すると、治水面からはダム建設は最適とならず、ダム建設をしない場合でも、治水及び利水目的が達成されるため</p> | 中止（平成23年度をもって補助金交付を中止） | <p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は堤防嵩上げ案が優位、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案は大谷川生活貯水池案が優位と評価したが、総合的に「中止」と評価した検討主体の対応方針は妥当であると考えられる。</p> |